

市内障がい児通所支援事業所 管理者 様

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課課長
(事業所指定・指導担当)

大雨に伴う避難情報発令時における対応について

標記の件につきましては、令和 5 年 7 月 10 日付事務連絡で通知していたところですが、今年も大雨や台風が多発する時期となりましたので、改めて通知します。

なお、本通知の発出に伴い、令和 5 年 7 月 10 日付事務連絡については廃止といたします。

各障がい児通所支援事業所におかれましては、避難情報に十分注意するとともに、避難情報発令時には、下記のとおり対応されますようお願いいたします。

記

1 大雨に伴う対応

(1) 「警戒レベル 3 (高齢者等避難)」が発令された場合

事業所の判断で開所し、必要な人員体制を整えたうえで、支援が必要な児童を受け入れることは差し支えありません。

また、警戒レベル 4 や特別警報への移行に備えた準備を行ってください。

(準備の例)

- ・警戒レベル 4 又は特別警報への移行により、お迎えを依頼する可能性があることを保護者に伝えておく。
- ・休所や避難に関する貼紙を準備しておく。

※発令区域の確認の方法は、「2 警戒レベルについて」及び「3 情報収集について」を参照。

(2) 「警戒レベル 4 (避難指示)」が発令された場合

発令区域内の事業所に限り休所とします。なお、発令区域外の事業所について、事業所の判断で開所し、必要な人員体制を整えたうえで、支援が必要な児童を受け入れることは差し支えありません。

また、特別警報への移行に備えた準備を行って下さい。

児童の受入れ前に発令された場合

①休所される場合は、保護者に速やかに周知して下さい。また、連絡のつかない保護者のために、「避難指示発令中のため休所」といった貼紙を、玄関前などの見やすい場所に掲示してください。

※休所は、営業開始時間に余裕をもって判断してください。

※事業所周辺の状況により掲示ができない場合も考えられるため、状況により掲示の可否を判断してください。

②警戒レベル 3 に移行した場合は、周辺を含めた安全確認後、速やかに開所し、保護者に連絡するとともに、支援が必要な児童の受け入れを行っていただいても差し支えありません。

児童の受入れ中に発令された場合

- ①周辺状況を確認のうえ、退所が可能な場合は、直ちに保護者への連絡を行い、お迎えを依頼する等の対応を行ってください。
- ②保護者への連絡がつかない、または、屋外に移動することが危険と判断した場合は、施設内の安全な場所に児童を退避させるなど、最も安全な対応をお取りいただき、児童の命を守るために最善を尽くしてください。
- ③警戒レベル3に移行した場合は、周辺を含めた安全確認後、速やかに開所し、保護者に連絡するとともに、支援が必要な児童の受け入れを行っていただいても差し支えありません。

(3) 福岡市に特別警報が発表された場合

福岡市に特別警報が発表されている場合は、休所をお願いします。

営業中に特別警報が発表された場合は、直ちに保護者に連絡して児童のお迎えを依頼する等の対応を行い、全ての児童の退所が完了次第、休所をお願いします。

なお、特別警報及び事業所所在地に発令された警戒レベル4（避難指示）が解除され、利用者・従業員の安全が確保される場合には、事業所の判断で開所し、必要な人員体制を整えたいうえて、支援が必要な児童を受け入れることは差し支えありません。

2 警戒レベルについて

福岡市から発表される警戒レベルは土砂災害や洪水浸水等の災害の種類別に発表されます。

そのため、市内に避難情報が発令された場合は、発令された「避難情報の種類」と「区域」が貴施設に該当するか確認してください。

<市ホームページ掲載例>

Google 検索

サイト内検索について

防災情報

救急医療・消防

くらし・手続き

子育て・教育

健康・医療・福祉

観光・魅力・イベント

創業・産業・ビジネス

市政全般

【対象区域】 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区

開設避難所

東区（避難指示）

避難指示は出ていません

博多区（避難指示）

【土砂災害のおそれが高い対象区域】 <以下の地域のうち土砂災害（特別）警戒区域>

大字金隈、大字下月隈、空港前3丁目、空港前4丁目、空港前5丁目、月隈1丁目、月隈3丁目、月隈6丁目、浦田2丁目、金の隈1丁目、金の隈2丁目、金の隈3丁目、大字立花寺、東月隈1丁目、東月隈2丁目、東月隈5丁目、東平尾2丁目、立花寺2丁目

3 情報収集について

避難情報については、福岡市が発表した情報（福岡市のホームページ、福岡市防災メール、携帯アプリ LINE など）にてご確認ください。

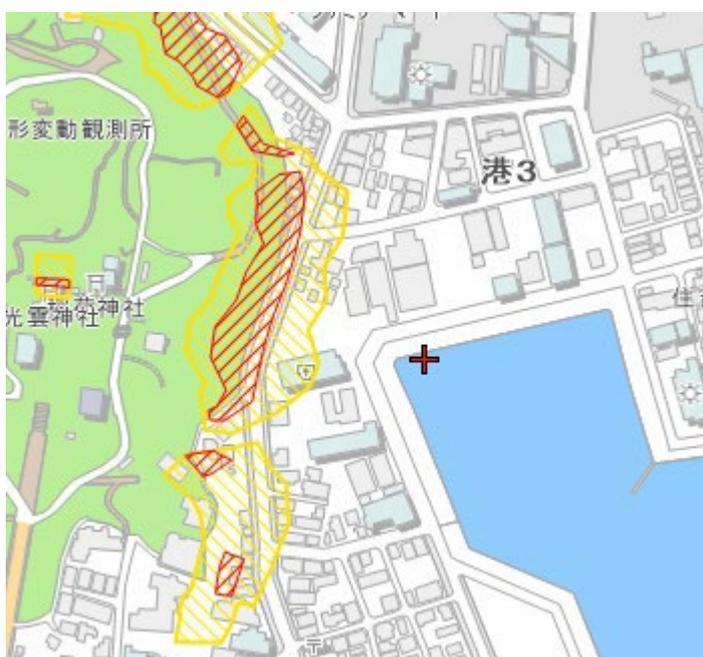
※福岡市のホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/emevacuate.html>

また、国土地理院のハザードマップ

（<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html?ll=35.371135,138.735352&z=5&base=pale&vs=c1j010u0t0h0z0>）で貴施設が浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域等(ハザードマップで色がついている区域)に該当するか否か等の情報収集に努めてください。

例えば、下の図では、港3丁目の一部が土砂災害(特別)警戒区域(黄色や赤色の区域)ですが、この警戒区域の外側に事業所がある場合は、港3丁目に「土砂災害に関する『警戒レベル4(避難指示)』」が発表されても、休所していただく必要はありません。

<ハザードマップの例(土砂災害)>



〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市子ども未来局 子育て支援部 子ども発達支援課 事業所指定・指導係

(TEL)092-711-4987 (FAX)092-733-5718

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp